

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	共通 08 R <u>4</u>
提出年月日	<u>令和 4 年 1 月 24 日</u>

設工認に係る補足説明資料

第 1 回申請の申請書の構成

(前回資料からの主な変更点)

- 第 1 回申請の対象となる条文および整理表における凡例の見直し
- 添付書類構成を踏まえて対象となる添付書類の記載の適正化

目 次

1. 概要.....	1
2. 第1回申請の申請書の構成等.....	1
2.1 再処理施設.....	1
2.2 MOX燃料加工施設.....	<u>9</u>

1. 概要

本資料は、再処理施設、MOX燃料加工施設における新規制基準を受けた設工認の第1回申請範囲について補足説明を行うものである。

「共通02：事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加等した項目の明確化」、「共通03：(技術基準規則) 新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化」、「共通04：設工認の申請計画の考え方」、「共通06：本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえ、第1回申請の申請対象設備に対する基本設計方針の申請範囲、基本設計方針等と添付書類の紐づけ、添付書類の構成、補足説明資料の項目など、第1回申請の申請書の構成等を示す。

再処理施設、MOX燃料加工施設の第1回申請の申請書の構成については上述の他の補足説明資料で示しているとおりの共通的な考え方に基づき設定するが、申請対象設備との関係で差異が生じる部分もあるため、以降に施設ごとに示す。

2. 第1回申請の申請書の構成等

2.1 再処理施設

(1) 申請対象設備

- 第1回申請は、新規制基準を受けた設工認の最初の申請であることから、申請書の形式等を確認し、後次回の申請に展開できるように申請対象設備を安全冷却水B冷却塔(当該冷却塔に係る竜巻防護対策設備及び冷却塔周りの配管を含む)とする。

(2) 技術基準適合性説明の対象

- 「(1) 申請対象設備」に示した申請対象設備のうち、安全冷却水B冷却塔及び冷却塔周りの配管は、新規制基準施行前に認可を受けている設工認があることから、2項変更の申請となる。そのため、第1回申請では、新規制基準を受けて変更となった事項について申請を行う。その他、当該冷却塔に係る竜巻防護対策設備については、新たに申請する設備であり、2項変更の既認可施設に付随する設備であるため2項変更の申請として新規に説明する。
- また、「共通04：設工認の申請計画の考え方」に示した共通的な事項の分割申請における取扱いを踏まえ、申請内容を取りまとめる。
- 上記を踏まえた第1回申請で説明する適合性説明の対象は、以下の通りである。

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 4 条	核燃料物質の臨界防止	臨界設計に係る設計方針は、単一ユニット等の設備を対象としたものであり、安全冷却水 B 冷却塔* に対して臨界設計上の考慮を行うものではないため第 1 回申請対象としない。	×
第 5 条	安全機能を有する施設の地盤	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔* を設置する地盤に対し考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：安全機能を有する施設を設置する地盤に対する考慮	○
第 6 条	地震による損傷の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔* に対し耐震設計の設計方針を考慮する必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※評価条件の変更等に基づく耐震評価、波及的影響の考慮（竜巻防護対策設備については新規説明）	○
第 7 条	津波による損傷の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔* の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。	○
第 8 条	外部からの衝撃による損傷の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔* の構造設計等に考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：防護対象施設（自然現象・人為事象に対する防護設計） 航空機防護設計については、変更なし	○
第 9 条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔* の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。	○
第 10 条	閉じ込めの機能	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔（当該冷却塔周りの配管を含む）が限定された区域に閉じ込めるとする設計方針（崩壊熱除去）を考慮する必要があるが、 <u>要求事項に変更がないため第 1 回申請対象としない。</u> <u>（基本設計方針：記載の適正化）</u>	△

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 11 条	火災等による損傷の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*は安全上重要な施設等に該当することを踏まえ火災区域の設定等の設計方針を説明する必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：火災区域の設定等	○
第 12 条	再処理施設内における溢水による損傷の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*は安全上重要な施設等に該当することを踏まえ防護方法等の設計方針を説明する必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：基本方針に係る事項	○
第 13 条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*は安全上重要な施設等に該当することを踏まえ防護方法等の設計方針を説明する必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：基本方針に係る事項	○
第 14 条	安全避難通路等	安全避難通路等に係る設計方針については、建屋、照明設備等に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 15 条	安全上重要な施設	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔（当該冷却塔周りの配管を含む）は安全上重要な施設に該当することを踏まえ多重性の設計方針を説明する必要があるが、 <u>要求事項に変更がないため第 1 回申請対象としない。</u> <u>（基本設計方針：記載の適正化）</u>	△
第 16 条	安全機能を有する施設	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*は安全機能を有する施設であること、第 1 回申請対象とする他の条文に係る設計方針の前提となる安全機能を有する施設に共通的に関係する設計方針を示す必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※環境条件等に係る設計方針については、変更なし。（竜巻防護対策設備については新規説明）	○

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 17 条	材料及び構造	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔（当該冷却塔周りの配管を含む）の耐圧強度設計に考慮すべき事項であるが、 <u>要求事項に変更がないため第 1 回申請対象としない。</u> <u>（基本設計方針：記載の適正化）</u>	△
第 18 条	搬送設備	搬送設備に係る設計方針については、使用済燃料等を搬送する設備に対する必要な容量の確保、電源喪失時の落下防止等に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 19 条	使用済燃料の貯蔵施設等	使用済燃料の貯蔵施設等に係る設計方針は、貯蔵設備の容量や崩壊熱の除去等に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 20 条	計測制御系統施設	計測制御系統施設に係る設計方針は、設備の必要な事項（温度、圧力等）を計測し、制御するとともに、設備の機能の喪失等により施設の安全性を著しく損なうおそれが生じる事象に対し確実に検知して速やかに警報を発する設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 21 条	放射線管理施設	放射線管理施設に係る設計方針は、放射線から放射線業務従事者等を防護するための設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 22 条	安全保護回路	安全保護回路に係る設計方針は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合に、これらの異常な状態を検知して、核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備等に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 23 条	制御室等	制御室等に係る設計方針は、制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置等の設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 24 条	廃棄施設	廃棄施設に係る設計方針は、気体、液体状の廃棄物を排気等するための設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 25 条	保管廃棄施設	保管廃棄施設に係る設計方針は、保管廃棄設備の容量や崩壊熱の除去に係る事項であり、第 1 回申請対象設備の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 26 条	使用済燃料等による汚染の防止	核燃料物質等による汚染の防止に係る設計方針は、管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁に対する汚染防止に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 27 条	遮蔽	遮蔽に係る設計方針は、施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が線量限度を十分下回る等の事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 28 条	換気設備	換気設備に係る設計方針は、使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所に設置する建屋換気設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 29 条	保安電源設備	保安電源設備に係る設計方針は、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に施設の安全機能を確保するために設ける非常用電気設備等に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 30 条	緊急時対策所	緊急時対策所に係る設計方針は、設計基準事故が発生した場合に制御室以外の場所で適切な措置をとるために設ける緊急時対策所等であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 31 条	通信連絡設備	通信連絡設備の設計方針は、設計基準事故が発生した場合に工場等内の人に対し必要な指示を行う等のために設ける通信連絡設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×

*当該冷却塔に係る竜巻防護対策設備及び冷却塔周りの配管を含む

【凡例】 ○：第 1 回申請対象（要求事項の変更又は基本設計方針の変更後追加事項あり条文）

△：記載の適正化（要求事項の変更及び基本設計方針の変更後追加事項なし条文）

×：第 1 回申請対象外

※第 32 条以降の重大事故等対処施設に係る項目については、安全冷却水 B 冷却塔が重大事故等対処施設に該当しないため、第 1 回申請対象としない。

- 上記のとおり既設工認から変更がない事項として、閉じ込めの機能、安全上重要な施設、材料及び構造、外部衝撃のうち航空機防護があり、設工認申請書では、基本設計方針を示し、本文仕様表、添付書類において変更がない旨を示す。

（3）第 1 回申請の本文事項

- 「（2）技術基準適合性説明の対象」を踏まえ、第 1 回申請の本文事項を以下のとおりとする。

1）基本設計方針

- 基本設計方針の対象としては、以下のとおりである。
 - 共通項目（地盤、自然現象等（地震による損傷の防止、津波による損傷の防止、外部からの衝撃による損傷の防止）、閉じ込めの機能（閉じ込め）、火災等による損傷の防止、再処理施設内における溢水による損傷の防止、再処理施設内における化学薬

品の漏えいによる損傷の防止、設備に対する要求事項（安全機能を有する施設、材料及び構造）、その他（再処理施設への人の不法な侵入等の防止）

➤ 個別項目（冷却水設備、火災防護設備、竜巻防護対策設備）

- 上記の基本設計方針に対する分割申請での第1回申請での申請対象の考え方については、「共通06 本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」に示す。

2) 仕様表

- 安全冷却水B冷却塔（当該冷却塔に係る竜巻防護対策設備含む）に係る仕様表を申請する。また、当該冷却塔周りの配管は、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」に示した考え方に基づき、配管名称の記載の適正化を実施する。仕様表は、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」で示したとおりの前後表の形式とするとともに、発電炉を参考とし、仕様表に示すべき事項として、地盤の支持性能、設備の寸法、材料、最高使用温度、最高使用圧力、冷却機能に係る伝熱面積等を示す。
- また、既設工認申請書で安全冷却水B冷却塔（当該冷却塔周りの配管を含む）の仕様として示していた事項のうち、発電炉を参考に仕様表に示す事項に該当しないとした事項については、基本設計方針や添付書類に示す。

(4) 第1回申請の添付書類

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」を踏まえ、許可整合、品質保証等に係る事項に加えて、基本設計方針との関係を踏まえた添付書類の対象は、以下のとおりとなる。
 - 再処理施設の技術基準への適合性に関する説明書
 - ✓ 火災及び爆発の防止に関する説明書
 - ✓ 再処理施設の耐震性に関する説明書
 - ✓ 強度及び耐食性に関する説明書
 - ✓ その他の説明書【再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書（竜巻への配慮に関する説明書、火山への配慮に関

する説明書、外部火災への配慮に関する説明書、落雷への配慮に関する説明書、航空機に対する防護設計に関する説明書、津波への配慮に関する説明書)、再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書、再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書、再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書、再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書】

- 添付書類については、全体の目次、個々の添付書類の目次を示したうえで、今回対象となる項目及び次回以降の申請の対象となる項目を明確にする。
- また、添付書類の各項で全体として示すべき対象のうち、第1回申請に係る部分のみを示す場合には、全体として示すべき対象を示したうえで、第1回申請の対象部分のみを記載していることを明確にする。

(5) 第1回申請の補足説明資料

- 「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」で示した添付書類から補足説明資料として示すべき事項の抽出を2.1に示した技術基準適合対象の全ての項目に実施し、補足説明資料として示すべき項目を明確にする。
- 以下の添付書類で示した詳細設計に係る根拠等を補足説明資料として示す。
 - 火災及び爆発の防止に関する説明書
 - 再処理施設の耐震性に関する説明書
 - 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書（竜巻への配慮に関する説明書、火山への配慮に関する説明書、外部火災への配慮に関する説明書）
 - 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
 - 再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書
 - 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書

2. 2 MOX燃料加工施設

(1) 申請対象設備

- 第1回申請は、新規制基準を受けた設工認の最初の申請であることから、申請書の形式等を確認し、後次回の申請に展開できるよう申請対象設備を燃料加工建屋とする。

(2) 技術基準適合性説明の対象

- 「(1) 申請対象設備」に示した申請対象設備は、新規制基準施行前に認可を受けている設工認があることから、新規制基準を受けた設工認申請の分割申請のうち、第1回の申請は2項変更の申請となる。そのため、第1回申請では、新規制基準を受けて変更となった事項について申請を行う。
- また、「共通04：設工認の申請計画の考え方」に示した共通的な事項の分割申請における取扱いを踏まえ、申請内容を取りまとめる。
- 上記を踏まえた第1回申請で説明する適合性説明の対象は、以下の通りである。

項目		第1回申請の対象の有無	
第4条	核燃料物質の臨界防止	臨界設計に係る設計方針は、単一ユニット等の設備を対象としたものであり、申請対象である燃料加工建屋に対して臨界設計上の考慮を行うものではないため第1回申請対象としない。*	×
第5条	安全機能を有する施設の地盤	第1回申請対象の燃料加工建屋を設置する地盤に対し考慮すべき事項であるため第1回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：安全機能を有する施設を設置する地盤に対する考慮	○
第6条	地震による損傷の防止	第1回申請対象の燃料加工建屋に対し耐震設計の設計方針を考慮する必要があるため第1回申請対象とする。 ※評価条件の変更等に基づく耐震評価、波及的影響の考慮	○
第7条	津波による損傷の防止	第1回申請対象の燃料加工建屋の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第1回申請対象とする。	○

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 8 条	外部からの衝撃による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋の構造設計等に考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：防護対象施設を収納する建物（自然現象・人為事象に対する防護設計）航空機防護に係る設計方針については、変更なし（配置図等の一部を建屋の設計変更を踏まえて適正化）	○
第 9 条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。	○
第 10 条	閉じ込めの機能	第 1 回申請対象の燃料加工建屋が限定された区域に閉じ込めるとする設計方針の境界に当たるが、要求事項に変更がないため第 1 回申請対象としない。 （基本設計方針：記載の適正化）	△
第 11 条	火災による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋に安全上重要な施設等を設置することを踏まえ火災区域の設定等の設計方針を説明する必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：火災区域の設定等	○
第 12 条	加工施設内における溢水等による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋に溢水防護区画を設定する等、燃料加工建屋が溢水に係る設計方針に関係するため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：基本方針に係る事項	○
第 13 条	安全避難通路等	第 1 回申請対象の燃料加工建屋内に安全避難通路を設定するため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：安全避難通路の設定	○
第 14 条	安全機能を有する施設	第 1 回申請対象の燃料加工建屋は安全機能を有する施設であること、第 1 回申請対象とする他の条文に係る設計方針の前提となる安全機能を有する施設に共通的に関係する設計方針を示す必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：設計基準事故の考慮	○

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 15 条	材料及び構造	材料及び構造に係る設計方針については、容器、管等に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 16 条	搬送設備	搬送設備に係る設計方針については、核燃料物質を搬送する設備に対する必要な容量の確保、電源喪失時の落下防止等に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 17 条	核燃料物質の貯蔵施設	核燃料物質の貯蔵施設に係る設計方針は、貯蔵設備の容量や崩壊熱の除去等に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 18 条	警報設備等	警報設備等に係る設計方針は、設備の機能の喪失等により施設の安全性を著しく損なうおそれが生じる事象に対し確実に検知して速やかに警報を発する設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 19 条	放射線管理施設	放射線管理施設に係る設計方針は、放射線から放射線業務従事者等を防護するための設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 20 条	廃棄施設	廃棄施設に係る設計方針は、気体、液体状の廃棄物を排気等するための設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 21 条	核燃料物質等による汚染の防止	核燃料物質等による汚染の防止に係る設計方針は、 <u>第 1 回申請対象である燃料加工建屋における管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁に対する汚染防止に係る事項であるが、要求事項に変更がないことから第 1 回申請対象としない。</u> （基本設計方針：記載の適正化） ※既認可から要求事項の変更なし	△

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 22 条	遮蔽	遮蔽に係る設計方針は、施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が線量限度を十分下回る等の事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋がその境界であるため第 1 回申請対象とする。 ※遮蔽扉等の設計変更の反映	○ (基：記載の適正化、仕：変更あり)
第 23 条	換気設備	換気設備に係る設計方針は、核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所に設置するグローブボックス排気設備，工程室排気設備等の換気設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 24 条	非常用電源設備	非常用電源設備に係る設計方針は、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に施設の安全機能を確認するために設ける非常用電源設備に係る事項あり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 25 条	通信連絡設備	通信連絡設備の設計方針は、燃料加工建屋は通信連絡設備に係る対象ではないため対象外設計基準事故が発生した場合に工場等内の人に対し必要な指示を行う等のために設ける通信連絡設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 26 条	重大事故等対処施設の地盤	第 1 回申請対象の燃料加工建屋（重大事故を設置する地盤に対し考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：重大事故等対処施設の設置に対する地盤に対する考慮	○
第 27 条	地震による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋に対し耐震設計の設計方針を考慮する必要があるため第 1 回申請対象とする。	○
第 28 条	津波による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。	○

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 29 条	火災等による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋に重大事故等対処設備を設置することを踏まえ火災区域の設定等の設計方針を説明する必要があるため第 1 回申請対象とする。	○
第 30 条	重大事故等対処設備	第 1 回申請対象の燃料加工建屋は、重大事故等対処設備を収納する建屋であることから、重大事故等の設計に係る事項を第 1 回申請対象とする。	○
第 31 条	材料及び構造	材料及び構造に係る設計方針については、重大事故等対処設備の容器、管等に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 32 条	臨界事故の拡大を防止するための設備	臨界事故の拡大を防止するための設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 33 条	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 34 条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 35 条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 36 条	電源設備	電源設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 37 条	監視測定設備	監視測定設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 38 条	緊急時対策所	緊急時対策所に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 39 条	通信連絡を行うために必要な設備	通信連絡を行うために必要な設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×

* 既認可の建物の仕様表に「臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計」として記載した事項については、共通 0 6 本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」での仕様表記載事項の整理において単一ユニットの装置の仕様表で展開することから核燃料物質の臨界防止に係る設計方針は設備に関する事項として整理。

【凡例】 ○：第 1 回申請対象（要求事項の変更又は基本設計方針の変更後追加事項あり条文）

△：記載の適正化（要求事項の変更及び基本設計方針の変更後追加事項なし条文）

×：第 1 回申請対象外

- 上記のとおり既設工認から変更がない事項のうち、外部衝撃のうち航空機防護については、設工認申請書では、基本設計方針を示し、本文仕様表、添付書類において変更がない旨を示す。
- 核燃料物質等による汚染の防止については、既設工認から変更がない事項ではあるが、発電炉を参考として閉じ込めに係る添付書類として汚染防止の詳細設計について示す。

（3）第 1 回申請の本文事項

- 「（2）第 1 回申請で説明する適合性説明の対象」を踏まえ、第 1 回申請の本文事項を以下のとおりとする。

1）基本設計方針

- 基本設計方針の対象としては、以下のとおりである。
 - 共通項目（地盤、自然現象等（地震による損傷の防止、津波による損傷の防止、外部からの衝撃による損傷の防止）、火災等による損傷の防止、加工施設内における溢水による損傷の防止、設備に対する要求事項（安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備）、その他（加工施設への人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等）
 - 個別項目（成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等（燃料加工建屋に該当する事項）、火災防護設備）
- 上記の基本設計方針に対する分割申請での第 1 回申請での申請対象の考え方については、「共通 0 6 本文（基本設計方針、仕様表

等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」に示す。

2) 仕様表

- 燃料加工建屋に係る仕様表を申請する。仕様表は、「共通06：本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」で示したとおり前後表の形式とするとともに、発電炉を参考とし、仕様表に示すべき事項として、地盤の支持性能、建屋の寸法、材料、遮蔽上期待する燃料加工建屋の壁厚等の主要寸法及び材料を示す。
- また、既設工認申請書で燃料加工建屋の仕様として示していた事項のうち、発電炉を参考に仕様表に示す事項に該当しないとした事項については、基本設計方針や添付書類に示す。

(4) 第1回申請の添付書類

- 「共通06：本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」を踏まえ、許可整合、品質保証等に係る事項に加えて、基本設計方針との関係を踏まえた添付書類の対象は、以下のとおりとなる。
 - 加工施設の技術基準への適合性に関する説明書
 - ✓ 放射線による被ばくの防止に関する説明書
 - ✓ 加工施設の耐震性に関する説明書
 - ✓ その他の説明書【加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書(自然現象等への配慮に関する説明書、竜巻への配慮に関する説明書、火山への配慮に関する説明書、外部火災への配慮に関する説明書、航空機に対する防護設計に関する説明書)、津波への配慮に関する説明書、加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書(塗装(天井面塗装,床面塗装)を示した図面を含む)、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書、加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書、加工施設の火災防護に関する説明書、加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書、安全避難通路に関する説明書】
- なお、「加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」については、溢水に係る詳細設計を展開する設備との関係で次回申請において詳細な設計情報を示すことを添付書類で明確にする。

- 添付書類については、添付書類全体の目次、個々の添付書類の目次を示したうえで、今回対象となる項目及び次回以降の申請の対象となる項目を明確にする。
- また、添付書類の各項で全体として示すべき対象のうち、第1回申請に係る部分のみを示す場合には、全体として示すべき対象を示したうえで、第1回申請の対象部分のみを記載していることを明確にする。

(5) 第1回申請の補足説明資料

- 「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」で示した添付書類から補足説明資料として示すべき事項の抽出を2.1に示した技術基準適合対象の全ての項目に実施し、補足説明資料として示すべき項目を明確にする。
- 以下の添付書類で示した詳細設計に係る根拠等を補足説明資料として示す。
 - 放射線による被ばくの防止に関する説明書
 - 加工施設の耐震性に関する説明書
 - 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書（竜巻への配慮に関する説明書、火山への配慮に関する説明書、外部火災への配慮に関する説明書）
 - 加工施設の火災防護に関する説明書
 - 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
 - 安全避難通路に関する説明書
- また、既認可から燃料加工建屋は、建屋の増床及び階高の寸法変更、壁開口部の構造、寸法及び材質の変更等の設計変更を行っており、これらの設計変更の影響および設計変更に伴う添付書類における考慮事項を「放射線による被ばくの防止に関する説明書」、「耐震性に関する説明書」、「航空機に対する防護設計に関する説明書」に係る補足説明資料として示す。

以 上